

大阪地方裁判所第16民事部 平成28年1月22日判決

平成23年(ワ)第8942号, 平成23年(ワ)第15143号, 平成24年(ワ)第9979号, 平成25年(ワ)第4242号, 平成26年(ワ)第3798号 損害賠償請求事件

原告 北山博士外29名

被告 国外41名

判 決 骨 子

第1 被告国に対する請求について

- 1 被告国（内閣及び労働大臣等）は、粉じん作業等に従事する労働者の生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保するために、できる限り速やかに、かつ適切に労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に基づく省令制定権限を行使すべきであるから、被告国（労働大臣）は、遅くとも昭和50年10月1日に特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）が改正（施行）された時点において、事業者（使用者）に対し、石綿及び石綿含有製品を製造し又は取り扱う建築現場（屋内作業場）において、労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに、石綿含有率による限定をすることなく、石綿含有建材への警告表示や建築現場における警告表示（作業現場掲示）の内容に関し、「人体に及ぼす作用」として、石綿により肺がんや中皮腫等の重篤な疾患が生じること等、石綿関連疾患の具体的な内容及びその症状等を記載し、また、「取扱い上の注意」として、石綿粉じん曝露作業に従事する際には必ず防じんマスクを着用する必要がある旨の記載をするように義務付けるべきであり、これに加えて、被告国（内閣）は、クロシドライト及びアモサイトの製造等を禁止した平成7年時点において、クリソタイルについても製造等を禁止すべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは、安衛法の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠き、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法であるといわざるを得ない。
- 2 労働基準法が適用される労働者であるか否かは実質的な支配従属関係の有無

によって判断されるところ、前記労働者に該当しない建築作業従事者との関係においては、被告国による前記規制権限の不行使が違法であるとは認められない。

- 3 原告らが主張する規制権限不行使に関するその他の事由については、国賠法1条1項の適用上違法であると認めることはできない。

第2 被告企業らに対する請求について

原告らの被告企業らに対する民法719条及び製造物責任法3条に基づく各請求は、いずれも共同不法行為における加害者の範囲が特定されていないことから、理由がないといわざるを得ず、認められない。

第3 被告国が原告らに対して負う責任及び損害

1 被告国が原告らに対して負う責任について

前記第1, 1記載のとおり被告国による規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法であると認められることから、被告国は、本件被災者らのうち、昭和50年10月1日の特化則施行時以降（以下「被告国の責任期間」という。）に建築現場（屋内作業場）において石綿粉じん曝露作業に従事し、石綿粉じんに直接又は間接的に曝露した労働者、及び、被告国の責任期間内において建築現場（屋内作業場）において建築作業に従事し、石綿粉じんに間接的に曝露した労働者に対して、国賠法1条1項に基づく責任を負う。

2 慰謝料額の算定について

(1) 慰謝料算定の基準額について

慰謝料算定の基準額は、本件被災者ら及び遺族原告らの中に労災保険給付等を受けている者が存在することを考慮した上で、1500万円ないし2700万円とする。

(2) 被告国の責任の範囲について

本件において被告国が負うべき賠償責任の範囲は、損害の公平な分担の観点から、被告国が賠償責任を負うべき被災者に生じた損害の3分の1を限度

とする。

(3) 損害賠償額の修正要素について

損害の公平な分担の観点から、被告国の責任期間内における労働者としての石綿粉じん曝露作業従事期間が短期間（石綿肺又は肺がん罹患者については10年未満，中皮腫罹患者については1年未満，びまん性胸膜肥厚罹患者については3年未満）の者については，基準となる慰謝料額を減額するのが相当である。